

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 3 月 31 日（火）第3097号の 4



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 道路の区域の決定 (道路維持課取扱い) 1
○道路の区域の変更 (8件) (道路維持課取扱い) 1
○道路の供用の開始 (9件) (道路維持課取扱い) 2

告 示

鹿児島県告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	荒川川内線	薩摩川内市隈之城町字湯尻333番4地先から同市向田町字月形1098番地先まで	12.0～34.2	807.0

鹿児島県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変 更 の 区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	226号	南さつま市笠沙町片浦字大瀬口13840番地先から同市笠沙町片浦字セツボ平14080番5地先まで	前 後	21.8～90.0 28.6～87.1	480.0 480.0
		南さつま市金峰町尾下字堂免2178番8地先から同市金峰町尾下字月形413番1地先まで	前 後	10.3～18.6 12.7～27.7	526.0 526.0

県道	穎娃川辺線	南九州市穎娃町牧之内字山脇ノ下1329番1地先から同市穎娃町牧之内字上小川田1048番1地先まで	前	8.0~19.2	187.4
			後	12.0~39.2	175.3
	石垣加世田線	南九州市穎娃町別府字土橋口5387番3地先から同市穎娃町別府字中原5394番4地先まで	前	8.9~13.1	262.0
			後	12.8~18.9	260.0
	枕崎知覧線	枕崎市下松町647番地先から788番地先まで	前	11.3~23.8	280.0
			後	12.3~32.5	280.0
		南九州市知覧町塩屋字早馬後17416番3地先から同市知覧町塩屋字横堀17369番1地先まで	前	7.3~20.1	532.8
	後		11.2~22.0	532.8	
	南九州市知覧町西元字後平12596番2地先から同市知覧町西元字塗木西ノ下10977番1地先まで	前	8.7~19.8	1,861.6	
後		12.1~31.2	1,860.7		

鹿児島県告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成27年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	226号	南さつま市笠沙町片浦字大瀬口13840番地先から同市笠沙町片浦字セツボ平14080番5地先まで	平成27年 3月31日
	270号	南さつま市金峰町尾下字堂免2178番8地先から同市金峰町尾下字月形413番1地先まで	
県道	穎娃川辺線	南九州市穎娃町牧之内字山脇ノ下1329番1地先から同市穎娃町牧之内字上小川田1048番1地先まで	
		石垣加世田線	
		南九州市穎娃町別府字中原5414番2地先から5394番4地先まで	
	枕崎知覧線	枕崎市下松町647番地先から788番地先まで	
		南九州市知覧町塩屋字早馬後17416番3地先から同市知覧町塩屋字横堀17369番1地先まで	
		南九州市知覧町西元字後平12596番2地先から同市知覧町西元字宇都11465番3地先まで	
石垣喜入線	南九州市穎娃町上別府字茶屋場4844番3地先から4843番1地先まで		

鹿児島県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年 3 月 31 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	269号	曾於市末吉町二之方字大園道添5168番1地先から6017番3地先まで	前	10.8~12.0	45.0
			後	10.3~22.8	45.0
県道	日南志布志線	志布志市志布志町内之倉字中須3394番10地先から3390番11地先まで	前	5.7~14.6	121.0
			後	10.6~29.9	123.0
	南之郷志布志線	志布志市志布志町田之浦字宮ヶ中2126番4地先から同市志布志町田之浦字山久保2857番8地先まで	前	4.4~42.0	2,417.0
			前	11.0~96.3	2,163.7
			後	11.0~72.1	2,163.7
	垂水南之郷線	垂水市新御堂字新御堂原374番1地先から同市新御堂字池ノ比良509番2地先まで	前	8.7~32.0	403.6
			後	8.7~32.0	403.6
			後	10.0~54.6	306.0
	垂水大崎線	曾於郡大崎町野方字上ノ迫8331番9地先から8332番1地先まで	前	12.4~25.0	173.8
			前	5.4~7.2	177.0
			後	5.4~18.9	177.0
	塚脇財部線	曾於市財部町南俣字仁禮木6321番5地先から同市財部町南俣字立切6216番1地先まで	前	7.9~12.2	722.3
後			13.5~33.2	720.0	
伊仙亀津徳之島空港線	大島郡天城町大字天城字神里719番1地先から同町大字天城字野須田648番1地先まで	前	7.9~10.6	149.2	
		後	9.2~27.1	168.2	
伊仙天城線	大島郡伊仙町大字阿権字南鹿原140番30地先から140番35地先まで	前	12.5~12.5	23.7	
		後	12.5~21.0	23.7	
志柄宮ヶ原福山線	曾於市大隅町荒谷字鹿ノ子1134番2地先から1100番1地先まで 曾於市大隅町荒谷字折戸1194番1地先から同市大隅町荒谷字鹿ノ子1100番1地先まで	前	6.0~8.5	247.3	
		前	6.7~10.8	281.2	
		後	6.8~21.6	279.8	
光神山諏訪方線	曾於市末吉町諏訪方字田村8553番1地先から同市末吉町諏訪方字迫田8606番4地先まで	前	8.9~15.6	269.0	
		後	12.0~25.7	266.0	
宮ヶ原岩川停車場線	曾於市大隅町大谷字満枝4801番7地先から同市大隅町大谷字高尾4876番6地先まで	前	6.1~7.0	185.3	
		後	7.0~16.4	180.8	

永吉高須線	鹿屋市浜田町1393番1地先から1326番1地先まで	前	5.3~9.8	313.0
		後	12.5~28.5	308.8
鹿屋環状線	鹿屋市萩塚町4368番1地先から3042番1地先まで	前	6.0~7.0	355.3
		後	12.0~37.4	354.0
神之川内之浦線	肝属郡肝付町北方字横手元287番3地先から同町北方字下栢木馬場1923番3地先まで	前	3.3~13.9	779.0
		前	11.0~24.0	676.7
			後	11.0~24.0
		後	11.0~24.0	676.7

鹿児島県告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成27年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	269号	曾於市末吉町二之方字大園道添5168番1地先から6017番3地先まで	平成27年 3月31日
県道	日南志布志線	志布志市志布志町内之倉字中須3394番10地先から3390番11地先まで	
	南之郷志布志線	志布志市志布志町田之浦字宮ヶ中2126番4地先から同市志布志町田之浦字山久保2857番8地先まで	
	垂水南之郷線	垂水市新御堂字新御堂原374番1地先から同市新御堂字池ノ比良509番2地先まで	
	垂水大崎線	曾於郡大崎町野方字上ノ迫8331番9地先から8332番1地先まで	
	塚脇財部線	曾於市財部町南俣字仁禮木6321番5地先から同市財部町南俣字立切6216番1地先まで	
	伊仙亀津徳之島空港線	大島郡天城町大字天城字神里719番1地先から同町大字天城字野須田648番1地先まで	
	伊仙天城線	大島郡伊仙町阿権字南鹿原140番30地先から140番35地先まで	
	志柄宮ヶ原福山線	曾於市大隅町荒谷字折戸1194番1地先から同市大隅町荒谷字鹿ノ子1100番1地先まで	
	光神山諏訪方線	曾於市末吉町諏訪方字田村8553番1地先から同市末吉町諏訪方字迫田8606番4地先まで	
	宮ヶ原大崎線	曾於市大隅町荒谷字荒谷699番地先から626番地先まで	
	宮ヶ原岩川停車場線	曾於市大隅町大谷字満枝4801番7地先から同市大隅町大谷字高尾4876番6地先まで	
	永吉高須線	鹿屋市浜田町1393番1地先から1326番1地先まで	
	鹿屋環状線	鹿屋市萩塚町4368番1地先から3042番1地先まで	
	神之川内之浦線	肝属郡肝付町北方字横手元287番3地先から同町北方字新道1902番1地先まで	

鹿児島県告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島吉田線	鹿児島市川上町2274番1地先内	前	13.0～21.0	29.0
			後	14.5～40.8	29.0
	鹿児島加世田線	鹿児島市下福元町字朝鮮谷11139番1地先から同市下福元町字黄和田9805番3地先まで	前	8.3～65.6	373.4
			後	9.4～65.6	373.4
			後	14.8～65.6	360.8
	谷山知覧線	鹿児島市喜入瀬々串町2474番4地先から2650番4地先まで	前	10.3～38.5	480.0
	後	11.3～51.8	480.0		
	鹿児島蒲生線	鹿児島市川上町4157番地先から同市宮之浦町1121番1地先まで	前	6.0～26.2	1,212.5
後	11.4～37.7	1,216.8			
桜島港黒神線	鹿児島市桜島白浜町1887番1地先から1889番1地先まで	前	9.8～9.9	8.1	
後	62.4～62.7	8.1			
十三谷重富線	始良市増田字郷屋295番1地先から同市増田字上龍毛143番1地先まで	前	9.0～53.0	683.0	
		前	11.2～23.0	640.0	
		後	9.0～53.0	683.0	
		後	11.2～29.6	640.0	
松原帖佐停車場線	始良市東餅田字九郎太郎2469番1地先から同市東餅田字上野崎2614番4地先まで	前	8.4～22.5	106.6	
後	12.0～30.5	106.6			

鹿児島県告示第304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成27年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿児島吉田線	鹿児島市川上町2274番1地先内	平成27年 3月31日
	谷山知覧線	鹿児島市喜入瀬々串町2474番4地先から2650番4地先まで	
	桜島港黒神線	鹿児島市桜島白浜町1887番1地先から1889番1地先まで	
	伊集院日吉線	日置市伊集院町郡字池水流1467番3地先から同市伊	

	集院町郡字大園田1348番2地先まで
小山田谷山線	鹿児島市山田町字八反田1666番5地先から同市山田町字持溝684番1地先まで
十三谷重富線	始良市増田字郷屋295番1地先から同市増田字上龍毛143番1地先まで
松原帖佐停車場線	始良市東餅田字九郎太郎2469番1地先から同市東餅田字上野崎2614番4地先まで

鹿児島県告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	指宿鹿児島インター線	指宿市池田字管山6719番1地先から同市池田字花籠迫6990番1地先まで	前後	10.0～26.9 13.0～29.1	240.0 240.0
	枕崎知覧線	枕崎市国見町847番1地先から同市茅野町517番地先まで	前後	8.8～21.3 10.3～23.4	860.0 860.0

鹿児島県告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成27年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	指宿鹿児島インター線	指宿市池田字管山6719番1地先から同市池田字花籠迫6990番1地先まで	平成27年 3月31日
	枕崎知覧線	枕崎市国見町847番1地先から同市茅野町517番地先まで	

鹿児島県告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-------	-----	-------	--------	-----------------	-----------------

県道	谷山知覧線	鹿児島市平川町字狩集3867番1地先から同市平川町字池ノ元4234番1地先まで	前	9.2~11.4	145.0
			後	11.0~14.2	145.0
鹿児島東市来線	鹿児島市上荒田町2番32地先から45番41地先まで		前	18.1~43.9	122.0
			後	21.8~43.9	122.0
永吉入佐鹿児島線	鹿児島市春山町1887番1地先から1915番4地先まで		前	8.7~28.7	320.0
			後	9.2~28.7	320.0
伊集院日吉線	日置市伊集院町麦生田字宮田535番1地先から同市伊集院町麦生田字諏訪脇432番地先まで		前	8.3~13.2	410.0
			後	8.1~21.9	418.0
養母長里線	日置市東市来町養母字井手下5475番2地先から同市東市来町養母字荷福前田5131番地先まで		前	5.7~10.1	323.0
			後	8.0~28.6	323.0
荒川川内線	いちき串木野市荒川字蓑手2201番地先から同市荒川字横割2450番1地先まで		前	11.4~25.1	400.0
			後	11.4~25.1	400.0
日当山敷根線	霧島市隼人町姫城字中城口2700番7地先から同市国分新町二丁目273番3地先まで		前	16.0~23.0	618.0
			後	10.5~23.0	618.0

鹿児島県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成27年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	谷山知覧線	鹿児島市平川町字狩集3867番1地先から同市平川町字池ノ元4234番1地先まで	平成27年 3月31日
	鹿児島東市来線	鹿児島市上荒田町2番32地先から45番41地先まで	
	永吉入佐鹿児島線	鹿児島市春山町1887番1地先から1915番4地先まで	
	伊集院日吉線	日置市伊集院町麦生田字宮田535番1地先から同市伊集院町麦生田字諏訪脇432番地先まで	
	荒川川内線	いちき串木野市荒川字蓑手2201番地先から同市荒川字横割2450番1地先まで	
	日当山敷根線	霧島市隼人町姫城字中城口2700番7地先から同市国分新町二丁目273番3地先まで	

鹿児島県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿屋高山串良線	鹿屋市吾平町麓字古市3529番1地先から3483番地先まで	前	7.0~7.8	187.2
			後	11.0~16.0	187.1
		鹿屋市吾平町麓字古市3483番地先から同市吾平町上名字五反田7576番1地先まで	前	7.0~18.2	220.0
			後	6.4~15.8 16.0~25.5	213.4 213.4
鹿屋市吾平町上名字五反田7576番1地先から同市吾平町麓字前畑2819番3地先まで	前	8.7~9.8	26.7		
	後	14.4~17.4	26.7		

鹿児島県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成27年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿屋高山串良線	鹿屋市吾平町麓字古市3529番1地先から3483番地先まで	平成27年 3月31日
		鹿屋市吾平町麓字古市3483番地先から同市吾平町上名字五反田7576番1地先まで	
		鹿屋市吾平町上名字五反田7576番1地先から同市吾平町麓字前畑2819番3地先まで	

鹿児島県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	徳重横井鹿児島線	日置市伊集院町清藤字大宮司1322番6地先から同市伊集院町清藤字大丸870番1地先まで	前	7.0~21.4	665.0
			後	10.0~38.0	632.5
		日置市伊集院町清藤字成川212番3地先から同市伊集院町土橋字大丸1番1地先	前	10.0~38.0	632.5

	まで				
片泊大里港線	鹿児島郡三島村黒島字宮之	前	10.1~41.3	100.3	
	後67番4地先内	後	10.9~46.5	100.3	

鹿児島県告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成27年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	片泊大里港線	鹿児島郡三島村黒島字宮之後67番4地先内	平成27年 3月31日
		鹿児島郡三島村黒島字宮之後65番24地先から67番4地先まで	

鹿児島県告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	桑之浦里港線	薩摩川内市上甌町瀬上字田ノ尻110番2地先から105番4地先まで	前	29.0~48.8	39.0
			後	29.0~58.1	39.0
	瀬上里線	薩摩川内市里町里字小畑ヶ3094番2地先から3094番5地先まで	前	7.2~12.3	75.0
			後	8.8~38.4	75.0

鹿児島県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成27年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	瀬上里線	薩摩川内市里町里字小畑ヶ3094番2地先から3094番5地先まで	平成27年 3月31日

鹿児島県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始

する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成27年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	荒川川内線	いちき串木野市荒川字蓑手2201番地先から同市荒川 字管牟田2531番1地先まで	平成27年 3月31日